

## アナログ放送終了の基本的考え方

1. 2011年7月に、アナログ放送の終了とデジタル放送への全面移行を円滑に進めるため、具体的なアナログ終了の手順、そのための周知広報の具体的方法、問い合わせ対応、機器の供給や工事の体制の整備について検討する必要がある。
2. 全国地上放送推進協議会総合推進部会では、これまで、
  - (1) アナログ放送終了のための基本的考え方、
  - (2) アナログ放送終了のための環境整備のために必要な事項
  - (3) 具体的なアナログ放送終了の方法
  - (4) アナログ放送終了の実証実験
  - (5) 今後のスケジュール等について検討を進めてきた。
3. これまでの検討の結果、
  - (1) 「地上アナログテレビジョン放送終了に向けた取組の基本方針」を本年夏までに作成し、公表する、
  - (2) 同基本方針には、別紙の事項を盛り込む、  
こととしている。
4. また、国、放送事業者がそれぞれデジタル放送への円滑な全面移行のために全力を尽くすとしても、受信機メーカー、流通、地方自治体を始め、関係各方面の主体的な協力なしには円滑な全面移行は実現し得ないという認識の下、基本方針の中には、国及び放送事業者が主体的に取り組む事項のみならず、国及び放送事業者が関係者と協力して取り組むべき事項、関係者の積極的な協力を期待する事項についても盛り込むこととしている。

## 地上アナログテレビジョン放送終了に向けた取り組みの基本方針(骨子)

地上テレビジョン放送の「2011年7月デジタル放送への全面移行(アナログ放送終了)」に向けて、以下の基本方針を軸に具体的な諸課題の検討に速やかに着手する。なお、円滑な全面移行の実現のために、国(総務省)、放送事業者、受信機メーカー、家電流通、地方自治体など関係各方面からなる実施体制を敷くことが必要と考える。

### I 計画の基本要件

- ・ アナログ放送終了、デジタル放送への全面移行により生じる問題を最小化するようにすること。
- ・ 視聴者の理解と協力を得られる全体計画であること。
- ・ 計画内容が関係者にとって経営的、実務的、技術的に実現可能なものであること。
- ・ 国策として所要の体制が整備されること。

### II アナログ放送終了の基本的考え方

- ・ 電波法に基づき定められた放送用周波数使用計画にしたがい、現在アナログ放送を視聴しているすべての世帯がデジタル放送を視聴できる環境が整うことを前提に、2011年7月24日までに日本全国でアナログ放送を終了する。
- ・ 一方、アナログ放送終了間際までデジタル対応をしていなかった家庭において、2011年7月に一斉に受信機器の購入、必要な工事の申し込みが行われ、機器の供給、工事の対応に支障が生じることを回避する必要がある。
- ・ このため、各地域において、視聴者の十分な理解を得つつ、2011年に入った時点から、段階的にアナログ放送を終了するための取り組みを強化し、最終的に2011年7月24日までに全国でデジタル放送への全面移行を実現することを基本とする。
- ・ 各放送対象地域ごとの具体的なアナログ放送終了のための計画は、地域毎にNHK、民放、総務省等により、地方自治体等地元関係者と十分に協議のうえ、決定するものとする。その際には、以下の事項を考慮する。
  - イ) 中継局置局、補完措置等の経緯と現状
  - ロ) 受信機普及、ケーブルテレビのデジタル化状況

ハ) 地域内世帯数、地理的条件、隣接地域状況

二) 地域内の受信機、チューナー等の供給力、工事対応力

- ・ 各地域の具体的なアナログ放送終了のための計画は、すみやかに公表するとともに、住民に対する周知、理解の促進を徹底する。

Ⅲ アナログ放送終了環境の整備のため必要な事項として、以下の項目について、関係者が基本的考え方を共有する必要がある。

1. アナログ放送を終了するに当たっての前提となる視聴可能エリアの確保が行われること。
2. 受信機普及についての考え方
3. 経済的弱者への対応についての考え方
4. 視聴実態の把握の必要性
5. 受信方法の助言と相談体制の整備の必要性
6. 周知広報についての考え方

Ⅳ. 具体的なアナログ放送終了の方法について、以下の事項について基本的考え方を示す。

1. アナログ放送終了のための計画の具体化のための考慮事項等
2. デジタル放送視聴世帯の割合を関係者の取り組みの目標として設定し、必要な体制を整備すること
3. アナログ放送の終了について、放送を通じた、あるいは、他の手段による告知の方法

## V. 実証実験

アナログ放送を円滑に終了するため、周知広報の効果の検証、終了のための手順の検証等を行う必要がある。このため、一定の地域において先行してアナログ放送を終了する実証実験を行うことを検討する。なお、実証実験を実施する地域でアナログ放送を視聴している住民が、実験の結果不当な不利益を被ることのないよう、十分な配慮が行われることが必要と考えられる。

## VI. 今後のスケジュール

- ① 2007年夏までに基本方針を策定、公表。
- ② 2008年夏に終了計画(暫定)を策定、公表。
- ③ 2009年夏に終了計画の見直し。2010年夏に計画を確定させる。